

院内がん登録予後調査における個人情報の取扱いについて

当センターは2008年2月、厚生労働省より『地域がん診療連携拠点病院』の指定を受けております。『地域がん診療連携拠点病院』の責務として、院内がん登録の事業が課されています。院内がん登録とは、当センターを受診された全てのがん患者について、診断・治療・予後（経過）に関する情報を登録することです。それらの情報は“がん診療の向上”、“がん患者への支援”、“がん医療対策”そして“がん研究や予防の推進”に役立てられます。そして、院内がん登録によって得られた情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理しております。

上記に加えて当センターは、2014年以降に院内がん登録を行いました症例につきまして、厚生労働省が実施する『院内がん登録の予後調査支援事業』に参加する事になりました。この事業は、厚生労働省の委託を受けた国立がん研究センターが実施します。当センターの調査で、転居・転院等により経過が把握出来なかった方につきましては、当センターの代わりに国立がん研究センターが、各市町村に対してその方の住民票の照会を行うことがあります。この場合は、院内がん登録の患者情報を、国立がん研究センターへ提供する必要があります。このような主旨をご理解の上、情報提供にご同意いただきたくお願い申し上げます。もし、ご同意いただけない場合は、その旨を総合案内までお申し出ください。（診療に関しての不利益が生ずることは一切ございません）

尚、お申し出のない場合は、ご同意いただいたとして取り扱わせていただきますので、ご承知ください。

平成 30年 7月
病 院 長